

## 革靴製造業経営改善事業補助金交付規程

### (通則)

第1条 この交付規程は、一般社団法人日本皮革産業連合会（以下「連合会」という。）が定める革靴製造業競争力強化事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第10条に基づき、革靴製造業経営改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものである。

2 補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、製造産業基盤強化基金補助金（平成27年度第1次補正予算分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）、皮革関連産業競争力強化事業実施要領（以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、連合会が定める業務方法書及びこの交付規程の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、革靴製造に携わる事業者が行う経営改善事業に要する経費の一部を補助することにより革靴製造業の競争力強化を図り、革靴製造業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 連合会は、革靴製造に携わる事業者が日本国内において行う革靴の製造に関する経営改善事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助金交付の対象として連合会が必要と認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除の誓約事項の記に記されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び下限額は、別表のとおりとする。

### (申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号の条件を全て満たす者とする。

#### 一 次のいずれかに該当する者

ア 日本国内において革靴の製造を業として3年以上行っている者（以下「革靴製造事業者」という。）であって、自ら革靴の原材料を仕入れ、完成品の革靴を販売している者

イ 革靴製造事業者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（会社法第2条に規定する子会社等をいう。）であって、日本国内において革靴の企画又は販売を行っている者（以下「革靴製造関連事業者」という。）がいる場合は、当該革靴製造事業者及び当該革靴製造関連事業者。ただし、当該革靴製造事業者又は当該革靴製造関連事業者のいずれかが革靴の製造に使用する原材料を仕入れ、当該革靴製造事業者が製造した完成品の革靴を販売している場合に限る。

二 日本国内に本社及び革靴の製造、販売又は開発拠点を有する者

三 実施要領第3に定める補助事業による補助を、連合会以外の団体から受けていない

者

(事業計画書の認定)

第5条 連合会は、補助金の交付を行う場合には、業務方法書第6条第2項の定めに従って公募を行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の公募に対し、連合会の定める手続きに従い、書面により事業計画書を提出しなければならない。
- 3 連合会は、提出された事業計画書について、第三者委員会の意見を聴取したうえで審査を行い、適切と認める場合には申請者に対し事業計画書の認定通知を行う。
- 4 前項の認定を受けた申請者（以下「補助事業採択者」という。）は、前項に定める認定通知を受けた事業計画書の内容について変更を行おうとする場合は、あらかじめ書面による申請書を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 連合会は、前項の承認に際して、第三者委員会の意見を聴取することができる。

(交付の申請)

第6条 補助事業採択者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書に連合会が定める書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 2 補助事業採択者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業採択者は、前条第3項の認定を受けた事業計画書における事業実施期間が1年を超える場合には、複数期に分けて第1項の申請を行うことができる。

(交付の決定)

第7条 連合会は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、第5条第3項の認定を行った事業計画の内容（同条第4項の承認を行った場合にはその内容）に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業採択者に送付するものとする。補助金の交付を拒否する旨を決定したときは、様式第3による交付拒否通知書を補助事業採択者に送付するものとする。

- 2 連合会は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 連合会は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項に定める交付決定を受けた補助事業採択者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに

付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に連合会に書面をもって申し出なければならない。

(交付対象事業の経理等)

第9条 補助事業者は、交付対象事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を交付対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、連合会の要求があったときは、いつでも閲覧に供し又は提供できるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた内容から次の各号のいずれかに該当する変更等があるときは、あらかじめ様式第4の計画変更承認申請書を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付対象事業の経費の区分ごとに配分された各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

二 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

イ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

三 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 連合会は、前項の規定に基づき、補助事業者から申請のあった場合には、審査を行い、適否を決定し、様式第5による計画変更承認通知書又は様式第6による計画変更拒否通知書のいずれかを、当該補助事業者に送付するものとする。

3 連合会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、交付対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、連合会に届け出なければならない。

3 連合会は、前項の届出があった場合には、必要と認める事項について指示することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全

部又は一部を連合会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による事故報告書を連合会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、交付対象事業の遂行及び収支の状況について、連合会の要求があったときは速やかに様式第8による状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、第7条第1項の交付決定を受けた事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに様式第9による実績報告書を連合会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず報告書の提出期限について、連合会の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 連合会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による支払請求書を連合会に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに連合会に報告しなければならない。

2 連合会は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセ

ントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 連合会は、第10条第1項第3号の交付対象事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本交付規程又は法令若しくは交付規程に基づく連合会の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に反することが明らかになった場合
  - 五 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 連合会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 連合会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳・明細表を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第15条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳・明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者による処分を制限する財産とは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者が財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分申請書を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 連合会は、前項の規定に基づき、補助事業者から申請のあった場合には、審査を行い、

適否を決定し、様式第14による財産処分承認通知書又は様式第15による財産処分承認拒否通知書のいずれかを、当該補助事業者に送付するものとする。

- 5 補助事業者は、前項の承認を受けた場合において、取得財産等を処分することにより得られた収入額又は当該取得財産等の減価償却未償却残高のいずれか高い方の額に補助率を乗じて得た額を、様式第16により当該財産に係り交付された補助金額を上限に、連合会に納付しなければならない。

(交付規程の変更)

第22条 この交付規程を変更するときは、理事会の議決を経たのち、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

附 則

この交付規程は、平成28年6月10日から施行する。

別表 (第3条関係・補助金交付対象事業と補助率)

交付対象経費の 区分	交付対象経費の内訳	補助率	下限額
新商品開発事業	市場調査費	補助対象経費 の5/6以内	交付1件あたりの補助金額が100万円以上の事業であること
	製品試作費（デザイン費、設計費、原材料及び副資材の購入費（試作品の製作に必要なものに限る）、外注加工費など）		
	試験・検査依頼費		
	資料購入費		
	技術導入費（外部からの技術指導、知的財産権等の導入に要する経費）		
	機械装置等購入費（付帯工事費を含む）		
	機械装置等借料（付帯工事費を含む）		
	通信運搬費		
	専門家謝金		
販路開拓事業	市場調査費		
	サンプル製作費（デザイン費、設計費、原材料及び副資材の購入費（サンプル製作に必要なものに限る）、外注加工費など）		
	展示会出展費（会場借料、装飾費、旅費など）		
	催事参加費（展示会、見本市、コンクール、商談会に参加するための入場料、旅費など）		
	販売拠点開設費（不動産借料、機械装置等購入費（販売拠点で使用するものに限る）、機械装置等借料（販売拠点で使用するものに限る）、設計費、装飾費など）		
	広告宣伝費		
	Webシステム構築運営費		
	サーバー借料		
	通信運搬費		
	通訳・翻訳費		
人材育成事業	派遣費（受講費、受講旅費、教材費）		
	専門家招へい費（講師謝金、講師旅費、会場借料、教材費）		

	通信教育費		
生産性向上事業	技術導入費（外部からの技術指導、知的財産権等の導入に要する経費）		
	機械装置等購入費（付帯工事費を含む）		
	機械装置等借料（付帯工事費を含む）		
	工場社屋改修費（工場社屋の稼働に必要な電気工事、空調工事、配水・排水工事、通信工事の費用を含む）		
	機械装置等解体費（更新される機械装置等の解体費及び廃棄物処理費）		
	専門家謝金		
	経営合理化事業	機械装置移設費（付帯工事費を含む）	
工場社屋移設費（付帯工事費を含む）			
解体費（機械装置等解体費、工場社屋解体費）			
廃棄物処理費			
整地工事費			
特別人件費			



### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、交付対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）交付申請書

革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第 6 条の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、経費の配分は、別添実行計画書のとおりです。

記

1. 事業の名称
2. 事業の内容
3. 事業の効果
4. 事業に要する経費の額
5. 交付対象経費の額
6. 補助金交付申請額
7. 事業の開始及び完了予定日

以上

〔添付書類〕

1. (別添 1) 実行計画書
2. (別添 2) 役員名簿
3. 連合会が発行した事業計画の認定通知の写し
4. 暴力団排除に関する誓約書
5. その他連合会会長が必要と認める書類

(別添1)

実行計画書

1. 事業内容

2. 事業日程

3. 事業に要する経費、交付対象経費及び補助金交付申請額の算出基礎

区 分 及 び 費 目	事業に 要する 経費	交付対象 経費	算出基礎		補助金 の額	備考
			事業に 要する 経費	交付対象 経費		
合計						

4. 事業に要する経費の調達方法

自己資金                    円  
補助金交付申請額           円  
計                                円

(別添2)

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名） 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました上記の件については、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2. 事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業に要する経費の額	円
交付対象経費の額	円
補助金の額	円

ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

3. 交付対象事業の区分は、交付申請書のとおりとする。

4. 補助金の額の確定は、上記補助金の額と、交付対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とのいずれか少ない額とする。

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を減額することとする。

以上

様式第3

番 号  
平成 年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）交付拒否通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました上記の件については、  
審査の結果、下記の理由により、補助金交付に応じかねますので通知します。

記

拒否理由

以上

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記事業の（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき計画変更の承認を申請します。

記

1. 計画変更の内容と理由（詳細に記入すること）
2. 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

区分 及び 費目	事業に要する経費		交付対象経費		補助金の額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

（注）備考欄に算出基礎を記入すること。

3. 計画変更が事業に及ぼす影響

以上

（注）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

番 号  
平成 年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）計画変更承認通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました上記の件については、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定しましたので、通知します。

したがって、平成 年 月 日付け 第 号「平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）交付決定通知書」により通知した補助金の交付の対象となる事業及び内容並びに事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額は、下記のとおりとします。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、計画変更の承認により変更された部分を含め交付決定をした事業及び内容とします。

2. 事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業に要する経費の額	円
交付対象経費の額	円
補助金の額	円

ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

3. 補助金の額の確定は、上記補助金の額と、交付対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とのいずれか少ない額とする。

以上



様式第6

番 号  
平成 年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）計画変更拒否通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました上記の件については、  
審査の結果、下記の理由により計画変更に応じかねますので通知します。

記

拒否理由

以上

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記事業に係る事故について、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容及び原因
2. 事業の現在の進捗状況
3. 事業を引き続いて実施した場合の見通し
4. 事故の防止のためとった措置
5. 事故に係る金額

以上

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記事業に係る実施状況について、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業の概要及び遂行状況
2. 交付対象経費の使用状況
3. 補助事業の効果

以上

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記事業を完了したので、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第15条の規定に基づき下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 実施した事業
2. 事業日程
3. 事業の効果（具体的かつ詳細に記載のこと）
4. 事業の収支決算

(1) 収 入

費 目	金 額
自己資金	円
補 助 金	円
合 計	円

(2) 支 出

(イ) 総括表

区分 及び 費目	事業に要した 経 費		交付対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	交 付 決定額	実績額
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								

(ロ) 費目別の決算内訳書

費 目	実 績 内 容

様式第10

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度革靴製造業経営改善事業補助金（事業名）支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金の支払を下記のとおり請求します。

記

金 円 也  
取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び名義

以上

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

革靴製造業経営改善事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 補助金額（交付規程第 1 6 条による確定額）            | 円  |
| 2. 補助金の確定時における消費税及等仕入控除税額             | 円  |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う事業費に係る消費税等仕入控除税額 | 円  |
| 4. 補助金返還相当額                           | 円  |
|                                       | 以上 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12

取得財産等管理台帳・明細表（平成 年度）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 記載の対象となる取得財産等は、革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第21条第1項に定める処分制限財産であって、耐用年数が1年以上のものとする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用器具備品、(ロ)事業用器具備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)機械装置、(ヘ)不動産（従物を含む。）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。



一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

財産処分申請書

革靴製造業経営改善事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第21条第3項の規定に基づき、財産処分の承認を申請します。なお、処分による収入等がある場合には、交付規程第21条第5項に基づき、連合会に対して返納致します。

記

1. 処分する財産					
2. 処分の相手先					
3. 処分の内容					
4. 処分する理由					
5. 収入総額（見込み）	金				円

以下の書類を添付すること

1. 財産処分後の取得財産の状況（様式第12取得財産等管理台帳・明細書に記入のこと。）
2. 取得財産について申請の時から遡って1年以内の日付入りの写真（50万円以上のものに限る。）
3. 財産の概要、図面等の資料

注1 処分する財産が複数存在する場合には、処分財産毎に申請書を作成すること。

様式第14

番 号  
平成 年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

### 財産処分承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました下記の財産処分については、審査の結果、承認することを決定しましたので通知します。

#### 記

1. 処分する財産
2. 処分の相手先
3. 処分の内容

以上

様式第15

番 号  
年 月 日

申請者（事業者名及び代表者名） あて

一般社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

財産処分承認拒否通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました下記の財産処分については、審査の結果、下記の理由により、承認に応じかねますので通知します。

記

拒否理由

以上

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 日本皮革産業連合会会長あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者氏名 印

財産処分による収入等納付書

革靴製造業経営改善事業補助金交付規程第21条第5項の規定に基づき、財産処分による収入等について、連合会に対して返納致します。

記

1. 処分した財産					
(名称)	金				円
2. 収入総額	金				円
3. 減価償却未償却残高	金				円
4. 当該財産に係り交付を受けた補助金額	金				円
5. 返納額	金				円

以下の書類を添付すること

1. 財産処分後の取得財産の状況  
(様式第12取得財産等管理台帳・明細書に記入のこと。)
2. 領収書の写し
3. 収入の内訳